

いじめ対策チーム実施要項

1 目的

いじめを認知した場合、またその恐れがある場合、該当児童や保護者への対応等、いじめの問題の速やかな解決に向けて、対応策についての相談をする。

2 実施方法

「いじめ対策チーム」を設置し、いじめを認知した際に被害児童、学級担任等からの要請に応じて、いじめの速やかな解決のための諸計画を立て実行する。

3 構成メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、該当担任等

※必要に応じて、市教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、警察署担当者（生活安全課少年係）等の参加も依頼する。

4 職務

【いじめ認知】

- (1) 事実確認、情報収集、情報共有
- (2) 当該児童等への指導計画、指導分担等の決定
- (3) 指導・援助体制の構築 ※ 関係機関との連携
- (4) 加害・被害児童等への対応策検討
 - 被害児童 ○ 加害児童 ○ 保護者
 - 周囲の児童 ○ 児童全体
- (5) 今後の対応策検討

【いじめ解消判断】

- (1) 定期的、継続的な事実確認、情報収集、情報共有
(認知から概ね3ヶ月経過後まで継続)
- (2) 当該児童及び保護者等の関係者への報告

【その他】

- (1) 事例検討、研修会の伝達講習
- (2) いじめ調査後の対応策等の検討 等

5 活動計画

いじめに関する全体協議会として、生徒指導協議会のほか、学級担任等の要請に基づき臨時会を開催する。

- (1) 生徒指導協議会
 - ① 事例検討等、いじめの問題に対応するための研修会の伝達講習会
 - ② いじめ調査などを受けての対応策や実践状況等の把握
- (2) 臨時会
 - ① 学級担任等の要請に基づく該当児童の情報収集
 - ② ケース会議による問題の検討と今後のサポート内容の検討